第2回定例会

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和6年6月10日

安芸高田市長職務代理者 副市長 米村 公男

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 24 年条例第 34 号)の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」とい う。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第1章 (略)	第1章 (略)

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護

第6条 (略)

(管理者)

第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単 第 7 条 単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、単 独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその| 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管 理者は、単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管 理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は 他の事業 所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 (略)

第8条 (略)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

第9条 (略)

(利用定員等)

第 10 条 (略)

|2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス|2 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定居宅サービス

第2章 介護予防認知症対応型通所介護

第1節 (略)

第2節 人員及び設備に関する基準

第 1 款 単独型指定介護予防認知症対応型通所介護及び併設型 指定介護予防認知症対応型通所介護

第6条 (略)

(管理者)

独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその 職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし

単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管 理上支障がない場合は、当該単独型・併設型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業 所、施設等の職務に従事することができる

2 (略)

第8条 (略)

第2款 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護

第9条 (略)

(利用定員等)

第10条 (略)

(法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密 (法第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービスをいう。)、指定地域密

着型サービス(法第42条の2第1項に指定する指定地域密着型サービス をいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介 護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する 指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若し くは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援を いう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険 施設をいう。) 若しくは健康保険法等の一部を改正する法律(平成 18 年 法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規 定する指定介護療養型医療施設

の運営(第 35 条第 7 項及び第 57 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経 験を有する者でなければならない。

(管理者)

定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし、当該管理者は、共用型 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、 他の本体 事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

第12条から第24条まで (略)

(運営規程)

護支援をいう。)、指定介護予防サービス(法第 53 条第 1 項に規定する 指定介護予防サービスをいう。)、指定地域密着型介護予防サービス若し くは指定介護予防支援(法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援を いう。)の事業又は介護保険施設(法第8条第25項に規定する介護保険 施設をいう。) 若しくは指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を 改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定に よりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前 の法第 48 条第 1 項第 3 号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。 第 35 条第 6 項において同じ。)の運営(第 35 条第 7 項及び第 57 条第 9 項において「指定居宅サービス事業等」という。)について3年以上の経 験を有する者でなければならない。

着型サービス(法第42条の2第1項に指定する指定地域密着型サービス をいう。)、指定居宅介護支援(法第46条第1項に規定する指定居宅介

(管理者)

第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指|第 11 条 共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、共用型指 定介護予防認知症対応型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する 常勤の管理者を置かなければならない。ただし 指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、 当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事 し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することが できるものとする。なお、共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事 業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型 通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体 事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。

2 (略)

第3節 運営に関する基準

第 12 条から第 24 条まで (略)

(運営規程)

|第 25 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認|第 25 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認

要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

- (1)から(3)まで (略)
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第4項又は 第10条第1項の利用定員をいう。第26条において同じ。)
- (5)から(11)まで (略)
- 第25条の2から第30条まで (略)

(事故発生時の対応)

- 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 から 4 まで (略)

第 31 条の 2 (略)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 32 条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- |第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定す|第 33 条 指定介護予防認知症対応型通所介護の方針は、第 4 条に規定す る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。
 - (1)から(9)まで (略)
 - (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利 用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得な い場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下 「身体的拘束等」という。)を行ってはならない。

知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重 要事項に関する規程(以下この章において「運営規程」という。)を定め ておかなければならない。

- (1)から(3)まで (略)
- (4) 指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員(第6条第2項又は 第10条第1項の利用定員をいう。第26条において同じ。)
- (5)から(11)まで (略)
- 第25条の2から第30条まで (略)

(事故発生時の対応)

- |第 31 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する|第 31 条 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合 は、市 、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者 は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る介護予防支援事業者 等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
 - 2 から4まで (略)

第31条の2 (略)

第4節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 32 条 (略)

(指定介護予防認知症対応型通所介護の具体的取扱方針)

- る基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるとこ ろによるものとする。
- (1)から(9)まで (略)

(11)	前号の	身体的	拘束等	争を行	うす	易合に	こは、	その	態核	衰及	び時	間、	そ	の際
の利	用者の	心身の	状況並	えびに	緊急	息やむ	を得	身ない	理由	1を	記録	しな	け	れば
なら	ない。													
(12)	(略)													
(13)	(略)													
(14)	(略)													
(15)	(略)													

(16) 第 1 号から第 14 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知 症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第 35 条 (略)

2 から5まで (略)

|6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準||6 次の表の左欄に掲げる場合において、前各項に定める人員に関する基準 欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているとき は、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者 は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

当該指定介護予防小規指定認知症対応型共同生活介護事業 介護職員 模多機能型居宅介護事所、指定地域密着型特定施設、指定 |業所に中欄に掲げる施地域密着型介護老人福祉施設、指定 設等のいずれかが併設 介護老人福祉施設、介護老人保健施 されている場合 又は介護医療院

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) 第 1 号から第 12 号までの規定は、前号に規定する介護予防認知 症対応型通所介護計画の変更について準用する。

第3章 介護予防小規模多機能型居宅介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第35条 (略)

2 から5まで (略)

を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 を満たす介護予防小規模多機能型居宅介護従業者を置くほか、同表の中 欄に掲げる施設等の人員に関する基準を満たす従業者を置いているとき は、同表の右欄に掲げる当該介護予防小規模多機能型居宅介護従業者 は、同表の中欄に掲げる施設等の職務に従事することができる。

> 当該指定介護予防小規指定認知症対応型共同生活介護事業介護職員 模多機能型居宅介護事所、指定地域密着型特定施設、指定 |業所に中欄に掲げる施||地域密着型介護老人福祉施設、指定 |設等のいずれかが併設||介護老人福祉施設、介護老人保健施 されている場合 |設、指定介護療養型医療施設(医療 法(昭和 23 年法律第 205 号)第 7 条 第2項第4号に規定する療養病床を 有する診療所であるものに限る。) 又は介護医療院

(略)

7から13 まで (略)

(管理者)

小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職

に従事することができるものとする。

- 2 (略)
- 3 前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター3 (老人福祉法第 20 条の 2 の 2 に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共 同生活介護事業所、指定複合型サービス事業所(指定地域密着型サービス 基準条例第 156 条に規定する指定複合型サービス事業所をいう。次条に おいて同じ。)、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者 又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険施行令(平成10年政令第412 号)第3条第1項各号で定める者をいう。次条、第58条第3項及び第59 条において同じ。)として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経 験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでな ければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

第 37 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別第 37 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者は、特別 養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、介護 医療院、指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定複合型サービス事

(略)

7 から 13 まで

(管理者)

第 36 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防|第 36 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管 理者を置かなければならない。ただし、指定介護予防小規模多機能型居 宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防小規模多機 能型居宅介護事業所の他の職務に従事し、又は当該指定介護予防小規模 多機能型居宅介護事業所に併設する前条第 6 項の表の中欄に掲げる施設 等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 の職務(当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間 対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の 指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、当該事業に係 る職務を含む。) 若しくは法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・ 日常生活支援総合事業(同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業 を除く。)に従事することができるものとする。

(略)

前 2 項の管理者は、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター (老人福祉法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターをい う。以下同じ。)、介護老人保健施設、介護医療院、指定認知症対応型共 同生活介護事業所

等の従業者

又は訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険施行令(平成10年政令第412 号) 第3条第1項各号で定める者をいう。次条、第58条第3項及び第59 条において同じ。)として、3 年以上認知症である者の介護に従事した経 験を有する者であって、別に市長が定める研修を修了しているものでな ければならない。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者の代表者)

養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設

指定認知症対応型共同生活介護事業所

業所、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者若しくは 訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する者又 は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を有す る者であって、別に市長が定める研修を修了している者でなければなら ない。

第3節 設備及び定員に関する基準

(登録定員及び利用定員)

|第 38 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員|第 38 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所は、その登録定員 (登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小 規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録 者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第67条第1項に規定する登 録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を 29 人(サテライト型指 定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、18人)以下とす る。

2 (略)

第 39 条 (略)

第4節 運営に関する基準

第40条から第42条まで (略)

(身体的拘束等の禁止)

|第 43 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防|第 43 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 的拘束等

を行ってはならない。

2 (略)

くは訪問介護員等として認知症である者の介護に従事した経験を有する 者又は保健医療サービス若しくは福祉サービスの経営に携わった経験を 有する者であって、別に市長が定める研修を修了している者でなければ ならない。

第3節 設備及び定員に関する基準

(登録定員及び利用定員)

(登録者の数(当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が指定小 規模多機能型居宅介護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定介護予防 小規模多機能型居宅介護の事業と指定小規模多機能型居宅介護の事業と が同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、登録 者の数及び指定地域密着型サービス基準条例第67条第1項に規定する登 録者の数の合計数)の上限をいう。以下同じ。)を 29 人

以下とす

る。

2 (略)

第 39 条 (略)

第4節 運営に関する基準

第 40 条から第 42 条まで (略)

(身体的拘束等の禁止)

小規模多機能型居宅介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用 者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体 拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」とい う。)を行ってはならない。

2 (略)

- 3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化 を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。
 - (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話 装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開 催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知 徹底を図ること。
 - (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。
 - (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研 修を定期的に実施すること。

第 44 条から第 51 条まで (略)

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資す る方策を検討するための委員会の設置)

第51条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介 護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サー ビスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため 当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全 並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討 するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものと する。)を定期的に開催しなければならない。

第 52 条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 53 条 (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

第 54 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 34 条に規定 第 54 条 指定介護予防小規模多機能型居宅介護の方針は、第 34 条に規定 する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころによるものとする。

(1) (略)

|第 44 条から第 51 条まで (略)

第 52 条 (略)

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第 53 条 (略)

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の具体的取扱方針)

する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げると ころによるものとする。

(1) (略)

- (2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護保険法に基づく指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成 26 年安芸高田市条例第37号。以下「指定介護予防支援等基準条例」という。)第23条各号に掲げる具体的取扱方針及び指定介護予防支援等基準条例第24条各号に掲げる留意点に沿って、指定介護予防サービス等の利用に係る計画を作成するものとする。
- (3) 介護支援専門員又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅 介護事業所の研修修了者(以下この条において「介護支援専門員等」と いう。)は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介 護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規 模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサー ビスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模 多機能型居宅介護計画を作成するともに、これを基本としつつ、利用 者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通いサービス、訪問サービ ス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。
- (4) <u>介護支援専門員等</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利 用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) <u>介護支援専門員等</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) <u>介護支援専門員等</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成 した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交 付しなければならない。
- (7)から(12)まで (略)
- (13) 介護支援専門員等は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員等は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ

(2) 介護支援専門員は、前号に規定する利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、別に市長が定める

具体的取組方針及び

(3) 介護支援専門員

上、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、他の介護予防小規模多機能型居宅介護従業者と協議の上、指定介護予防小規模多機能型居宅介護の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容、サービスの提供を行う期間等を記載した介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成するともに、これを基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を勘案し、適切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行わなくてはならない。

- (4) <u>介護支援専門員</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、地域における活動への参加の機会の提供等により、利 用者の多様な活動の確保に努めなければならない。
- (5) <u>介護支援専門員</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画の作成 に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明 し、利用者の同意を得なければならない。
- (6) <u>介護支援専門員</u>は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画を作成した際には、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画を利用者に交付しなければならない。

(7)から(12)まで (略)

- (13) 介護支援専門員 は、介護予防小規模多機能型居宅介護計画に基づくサービスの提供の開始時から当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画に記載したサービスの提供を行う期間が終了するまでに、少なくとも 1 回は、当該介護予防小規模多機能型居宅介護計画の実施状況の把握(以下この条において「モニタリング」という。)を行うとともに、利用者の様態の変化等の把握を行うものとする。
- (14) 介護支援専門員 は、モニタリングの結果を踏まえ、必要に応じ

て介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 (15) (略)

第 55 条 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第 57 条 (略)

2 から8まで (略)

|9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対|9 第 7 項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対 応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する 事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であっ て当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章 において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるもの をいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者 に代えて、第6項の別に市長 が定める研修を修了している者を 置くことができる。

10及び11 (略)

(管理者)

他の事業所、施設等 居の他の職務に従事し、又は

て介護予防小規模多機能型居宅介護計画の変更を行うものとする。 (15) (略)

第 55 条 (略)

第4章 介護予防認知症対応型共同生活介護

第1節 (略)

第2節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第57条 (略)

2 から8まで (略)

応型共同生活介護事業所(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所 であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する 事業について 3 年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生 活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活 介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であっ て当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護 予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの(以下この章 において「本体事業所」という。)との密接な連携の下に運営されるもの をいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者 に代えて、第 6 項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を 置くことができる。

10 及び11 (略)

(管理者)

|第 58 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住|第 58 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、共同生活住 |居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな|| 居ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならな い。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住 い。ただし、共同生活住居の管理上支障がない場合は、当該共同生活住 居の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等若し

の職務に従事すること

ができるものとする。

2及び3 (略)

第 59 条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第61条から第63条まで (略)

(管理者による管理)

ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは指定地 域密着型介護予防サービス(サテライト型指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、

当該共同生活住居の管理上支障

がない場合は、この限りでない。

第 65 条から第 67 条まで (略)

(進用)

|第 68 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条|第 68 条 第 12 条、第 13 条、第 15 条、第 24 条、第 25 条の 2、第 27 条 の 2 及び第 28 条、第 30 条、第 31 条及び第 31 条の 2(第 31 条第 4 項を 除く。)、第46条、 第49条、第50条及び第51条の2の規定は、 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この 場合において、第 12 条中「第 25 条に規定する運営規程」とあるのは 「第65条に規定する重要事項に関する規程」と、第12条、第25条の2 第2項、第27条の2第2項第1号及び第3号並びに第31条の2第1号 及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介

くは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所の職務に従事すること ができる

2 及び3 (略)

第 59 条 (略)

第3節 (略)

第4節 運営に関する基準

第 61 条から第 63 条まで (略)

(管理者による管理)

|第 64 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー|第 64 条 共同生活住居の管理者は、同時に介護保険施設、指定居宅サー ビス、指定地域密着型サービス、指定介護予防サービス若しくは地域密 着型介護予防サービス (サテライト型指定介護予防認知症対応型共同 生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対 応型共同生活介護を除く。)の事業を行う事業所、病院、診療所又は社会 福祉施設を管理する者であってはならない。ただし、これらの事業所、 施設等が同一敷地内にあること等により当該共同生活住居の管理上支障 がない場合は、この限りでない。

第65条から第67条まで (略)

(進用)

の2及び第28条、第30条、第31条及び第31条の2(第31条第4項を 除く。)、第 46 条並びに第 49 条及び第 50 条 指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業について準用する。この 場合において、第 12 条中「第 25 条に規定する運営規程」とあるのは 「第 65 条に規定する重要事項に関する規程」と、同項 、第 25 条の 2 第2項、第27条の2第2項第1号及び第3号並びに第31条の2第1号 及び第 3 号中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介 護従業者」と、第 24 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 46 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 49 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第69条から第72条まで (略)

第5章 (略)

護従業者」と、第 24 条第 2 項中「この節」とあるのは「第 4 章第 4 節」と、第 46 条中「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、第 49 条中「指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者」とあるのは「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者」と読み替えるものとする。

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準

第69条から第72条まで (略)

第5章 (略)

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

(身体的拘束等の適正化に係る経過措置)

第2条 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和7年3月31日までの間、改正後の第43条第3項の規定の 適用については、同項の規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置)

第3条 施行日から令和9年3月31日までの間、改正後の第51条の2(改正後の第68条において準用する場合を含む。)の 規定の適用については、改正後の第51条の2の規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。